

江南市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この要領は、江南市が発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、予定価格が130万円を超える建設工事とする。

(評定者)

第3条 評定の評定者は、江南市建設工事検査要領（平成30年4月1日施行）に定める検査員、江南市建設工事監督要領（平成30年4月1日施行）に定める監督員及び監督員上司とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、契約ごと独立して行うものとする。

2 検査員は検査を実施したとき、監督員及び監督員上司は建設工事が完了したときにそれぞれ評定を行うものとする。

3 評定は、検査又は監督により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

4 評定は、別に定める工事成績評定表（土木工事編・建築工事編）により行うものとする。

(評定の提出)

第5条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、細目別評定点採点表（様式第1）を契約担当課長に提出するものとする。

(評価結果の通知)

第6条 契約担当課長は、評定者から細目別評定点採点表の提出があったときは、速やかに、建設工事の受注者に対して、検査結果の通知に、項目別評定表（様式第2）を添付し通知するものとする。

(評定の修正)

第7条 契約担当課長は、前条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、評定者と協議のうえ修正をしなければならない。

2 契約担当課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該工事の受注者に通知しなければならない。

(説明請求等)

第8条 前2条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から14日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を含む。）以内に、書面により、契約担当課長に対して評定の内容について説明を求めることができるものとする。

2 契約担当課長は、前項による説明を求められたときは、評定者と協議のうえ項目別評定表に対する説明請求回答書（様式第3）により回答するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(工事成績評定内規の廃止)

2 工事成績評定内規（昭和56年3月25日施行）は、廃止する。

様式第1（第5条関係）

細目別評定点採点表

工事名					
工事場所					
工事種別					
受注者					
現場代理人			主任技術者等		
契約金額			最終契約金額		
工期（自）			工期（至）		
完了年月日			検査年月日		
監督員			所見		
監督員上司					
検査員			所見		
考查項目			評定者		
項目	細別	監督員	監督員上司	検査員	細目別 評定点
1.施工体制	I.施工体制一般				/ 3.3点
	II.配置技術者				/ 4.1点
2.施工状況	I.施工管理				/ 13.0点
	II.工程管理				/ 8.1点
	III.安全対策				/ 8.8点
	IV.対外関係				/ 3.7点
3.出来形 及び 出来ばえ	I.出来形				/ 14.9点
	II.品質				/ 17.4点
	III.出来ばえ				/ 8.5点
4.工事特性	I.施工条件等への対応				/ 7.3点
5.創意工夫	I.創意工夫				/ 5.7点
6.社会性等	I.地域への貢献等				/ 5.2点
7.法令遵守等					点
			評定点合計		点

様式第2（第6条関係）

項目別評定表

工事名：

工事場所：

受注者：

考查項目		評価点／満点
評価項目	細 別	
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／ 13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／ 14.9 点
	II. 品質	／ 17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性（加点のみ）	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫（加点のみ）	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等（加点のみ）	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等（減点のみ）	工事事務等による減点	
	総合評価による減点	
評定点合計		／ 100 点

